

## 沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例 の一部を改正する条例

沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例（平成24年沖縄県条例第89号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「次に」を「、次に」に改め、同項第1号中「総務省、法務省、財務省、林野庁」を「法務省」に、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改め、同項第2号中「、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているもの」を削る。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条から第10条までを1条ずつ繰り上げる。

附則第2項及び第4項中「及び第4条」を削る。

### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定（同項第2号の改正規定を除く。）は、公布の日から施行する。

平成30年2月14日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

### 理 由

医療法及び医療法施行規則の一部が改正され、既存病床数等の算定に当たっての補正方法が見直されたことに伴い、関係規定を整理する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。